

平成29年2月8日

まちづくり委員会資料

平成29年第1回定例会提出予定議案の説明

議案第20号

川崎市地区計画の区域内における建築物に係る制限に関する条例の一部を改正する条例の制定について

まちづくり局

目 次

議案第20号

【川崎市地区計画の区域内における建築物に係る制限に関する条例の 一部を改正する条例】

- 川崎市地区計画の区域内における建築物に係る制限に関する条例の
一部を改正する条例 改正概要 1
- 川崎市地区計画の区域内における建築物に係る制限に関する条例の
一部を改正する条例 新旧対照表 2

参考資料

- 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行令の一部改正
(平成28年政令第364号、平成29年4月1日施行) 新旧対照表 3

川崎市地区計画の区域内における建築物に係る制限に関する条例の
一部を改正する条例 改正概要

1 条例の趣旨

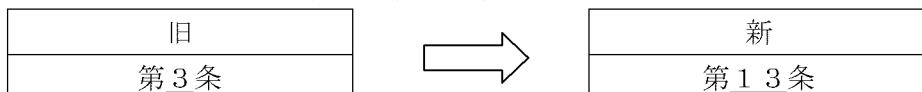
通常の都市計画に基づく規制（用途、容積率、建蔽率等）に加えて、地区の実情に応じた良好な環境を整備し、及び保全するために、地区計画を必要に応じて定めている。そのうち地域の土地利用の状況等からみて、実現の要請が強いものについて建築基準法上の制限とするための条例。

2 改正概要

(1) 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行令の一部改正に伴う所要の整備

建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行令の一部改正（平成28年11月30日公布、平成29年4月1日施行）に伴い、条例において引用している同施行令第3条（認定建築物エネルギー消費性能向上計画に係る容積率の特例に係る床面積）が第13条に繰り下げられたため、所要の整備を行う。

<条例の改正内容（条例第5条第2項第2号）>



(2) 施行期日

平成29年4月1日

川崎市地区計画の区域内における建築物に係る制限に関する条例の
一部を改正する条例新旧対照表

改正後	改正前
○川崎市地区計画の区域内における建築物に係る制限に関する条例 昭和62年12月22日条例第40号 (建築物の容積率の最高限度)	○川崎市地区計画の区域内における建築物に係る制限に関する条例 昭和62年12月22日条例第40号 (建築物の容積率の最高限度)
第5条 略	第5条 略
2 前項後段及び地区整備計画区域ごとの別表 第2の建築物の容積率の最高限度の項において算入しないこととされる床面積のほか、前項に規定する建築物の容積率の算定の基礎となる延べ面積には、次に掲げる床面積は、算入しない。 (1) 略 (2) 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律(平成27年法律第53号)第32条に規定する認定建築物エネルギー消費性能向上計画に係る建築物の床面積のうち、同法第30条第1項第1号に掲げる基準に適合させるための措置をとることにより通常の建築物の床面積を超えることとなる場合における建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行令(平成28年政令第8号)第 <u>13</u> 条に定める床面積	2 前項後段及び地区整備計画区域ごとの別表 第2の建築物の容積率の最高限度の項において算入しないこととされる床面積のほか、前項に規定する建築物の容積率の算定の基礎となる延べ面積には、次に掲げる床面積は、算入しない。 (1) 略 (2) 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律(平成27年法律第53号)第32条に規定する認定建築物エネルギー消費性能向上計画に係る建築物の床面積のうち、同法第30条第1項第1号に掲げる基準に適合させるための措置をとることにより通常の建築物の床面積を超えることとなる場合における建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行令(平成28年政令第8号)第 <u>3</u> 条に定める床面積
3～5 略	3～5 略

建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行令
(平成28年1月30日公布、平成29年4月1日施行) 新旧対照表

新	旧
<p>○建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行令 平成28年1月15日政令第8号 (略)</p> <p><u>第三条～第十二条</u> (略) (認定建築物エネルギー消費性能向上計画に係る建築物の容積率の特例に係る床面積)</p> <p><u>第十三条</u> 法第三十五条の政令で定める床面積は、認定建築物エネルギー消費性能向上計画に係る建築物の床面積のうち通常の建築物の床面積を超えることとなるものとして国土交通大臣が定めるもの（当該床面積が当該建築物の延べ面積の十分の一を超える場合においては、当該建築物の延べ面積の十分の一）とする。 (略)</p>	<p>○建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行令 平成28年1月15日政令第8号 (略) (新設) (認定建築物エネルギー消費性能向上計画に係る建築物の容積率の特例に係る床面積)</p> <p><u>第三条</u> 法第三十五条の政令で定める床面積は、認定建築物エネルギー消費性能向上計画に係る建築物の床面積のうち通常の建築物の床面積を超えることとなるものとして国土交通大臣が定めるもの（当該床面積が当該建築物の延べ面積の十分の一を超える場合においては、当該建築物の延べ面積の十分の一）とする。 (略)</p>